

入園・利用手続きガイド



西脇市には就学前教育・保育施設として、公立幼稚園1園と私立幼保連携型認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持つ教育・保育施設）8園があります。手続きについて詳しくは、下記へお問い合わせください。

◆問合せ 幼保連携課（市役所内線562・563 / ☎23-8844）

ガイド 01

「教育・保育給付認定制度」について

Q 施設を利用するにはどんな申請が必要？

幼稚園・認定こども園・保育所等を利用するには「教育・保育給付認定」の申請が必要です。お子さんの年齢と保育の必要性の有無によって、1号～3号に区分されます。

（表1）の対象中、「保育を必要とする」とは、家庭での保育が困難なことをいいます。入園申し込みにはそのことを証明する「保育を必要とする事由証明書」の提出が必要です。

（表1） 年齢＝令和2年4月1日時点

認定区分	対象	利用可能施設	利用可能時間の例
1号認定	3歳～5歳児	幼稚園 認定こども園幼稚園部	教育標準時間 9:00 14:00 --- (J) --- (L) ---
2号認定	保育を必要とする 3歳～5歳児	認定こども園保育園部 保育所等	標準時間（最長11時間） 7:30 18:30 --- (1) --- (1) --- 短時間（最長8時間） 8:30 16:30 --- (1) --- (1) ---
3号認定	保育を必要とする 0歳～2歳児		

ガイド 02

「保育時間」 ～保育を必要とする事由～

Q 保育時間はどうやって決まるの？

保育を必要とする事由によって施設を利用できる時間は異なります（利用可能時間の例は（表1）参照）。

- ①就労（フルタイムや居宅内労働等全ての労働を含む）
月120時間以上＝標準時間
月48時間以上120時間未満＝短時間
- ②妊娠・出産（例：出産月を含む前後4ヵ月、最長7ヵ月間）
標準時間または短時間
- ③同居または長期入院等をしている親族の介護・看護
月120時間以上＝標準時間
月48時間以上120時間未満＝短時間

※保育事由や家庭状況に変更があった場合は、その都度変更申請が必要です。幼保連携課で手続きをしてください。

- ④就学（職業訓練学校等での職業訓練を含む）
月120時間以上＝標準時間
月48時間以上120時間未満＝短時間
- ⑤育児休業（すでに利用している子どもの継続利用時のみ）
短時間
- ⑥求職活動（起業準備を含む）
短時間（3ヵ月間の認定・更新不可）

この他、保護者の疾病・障害、虐待やDVの恐れがある、災害復旧、①～⑥に相当する状態と西脇市が認める場合は状態に応じて認定します。ご相談ください。

ガイド 03

「保育料」 ～3歳児から5歳児の幼児教育・保育が無償化～

Q 保育料はいくらかかるの？

保育料は認定区分や世帯の課税状況によって異なります。（表2）のほか、給食費や通園バス代等、実費徴収金が必要になる場合があります。※3～5歳児の無償化について、副食費等は原則保護者負担となります（年収360万円未満相当世帯および第3子以降は免除）。

（表2） 年齢＝令和2年4月1日時点

	しばざくら幼稚園・認定こども園幼稚園部	認定こども園保育園部・市外保育所等
算定基準	保護者等の市民税所得割額と税額控除の合計額	
算定切替	4月～8月分は前年度、9月～翌年3月分は当該年度の税額等で算定そのため、年度途中で利用者負担額が変更になる場合があります。	
保育料（月額）	3～5歳児	0円（無償化）※
	0～2歳児	0円～62,000円 市民税非課税世帯は0円（無償化）

ガイド 04

「入園手続き」の準備をしよう！ ～必要な提出書類を用意。期日を守って申請～

Q 新規入園と継続利用では入園手続きが違うの？

在園している場合も、令和2年度に継続利用するには申請書等の提出が必要です。

- ・転園・転部をされる場合は、新規入園児の日程でお申し込みください。
- ・近年、特に低年齢児（0～2歳児）の入園が難しくなっています。この期間での申請をご検討ください。

- ・令和2年度途中（令和2年5月～令和3年3月）の入園を希望される場合も受付期間内に申請してください。妊娠中でまだ生まれていないお子さんの入園申し込みも可能です。
- ・育児休業明けに新規利用を希望される場合、就労復帰の1ヵ月前を利用開始希望月にできます。
- ・年度途中で入園申し込みをされる場合は、入園希望月の前月10日までに申し込みください。

（表3）

書類配布開始日	新規入園児		在園児
	しばざくら幼稚園・認定こども園幼稚園部	認定こども園保育園部・市外保育所等	
書類配布開始日	10月1日(火)		
書類配布場所	しばざくら幼稚園、幼保連携課、市内各認定こども園、こども福祉課、茜が丘複合施設みらいえ（こどもプラザ） ※しばざくら幼稚園・幼稚園部の方は各園に入園願書等の書類がありますので、ご希望の園で書類を受け取ってください。		園で配布します。 ※市外施設に通っている場合は郵送します。
提出書類など	①教育・保育給付認定（現況届）申請書（兼）事業所利用（調整）申込書 ②入園願書等 ③印鑑（スタンプ印不可）	①教育・保育給付認定（現況届）申請書（兼）事業所利用（調整）申込書 ②保育を必要とする事由証明書 ③印鑑（スタンプ印不可）	①教育・保育給付認定（現況届）申請書（兼）事業所利用（調整）申込書 ②保育を必要とする事由証明書（保育園部・市外保育所等のみ） ③進級願書等 ※園によって提出する書類が異なります。詳しくは各園へお問い合わせください。
受付場所	しばざくら幼稚園、各認定こども園 ※書類は必ず入園を希望する園へ提出してください。	各認定こども園、幼保連携課（原則希望する園で受付） ※10月下旬は幼保連携課で受け付けます。 ※市外施設の利用希望者は幼保連携課で受け付けます。	現在通っている園 ※市外施設に通っている場合は幼保連携課で受け付けます。 ※転園・転部をされる場合は、新規入園児の日程でお申し込みください。
受付期間	（表4）をご覧ください		各園受付開始日～10月18日(金)
問合せ	しばざくら幼稚園・各認定こども園（電話番号は（表4）をご覧ください）		幼保連携課（市役所内線562・563 / ☎23-8844）

■ 新規入園申し込み 受付日程表 （表4）

受付場所	受付日	受付時間
西脇こども園 ☎22-2909	10月16日(水)	午前10時～11時30分
比延こども園 ☎22-7258	10月17日(木)	午前10時～11時30分
どれみこども園 ☎22-5740	10月16日(水)	午後1時30分～3時
日野こども園 ☎22-7023	10月15日(火)	午後1時30分～3時
かすがこども園 ☎22-5787	10月18日(金)	午前10時～11時30分
つまこども園 ☎22-1693	10月18日(金)	午後1時30分～3時
芳田こども園 ☎27-0550	10月15日(火)	午前10時～11時30分
黒田庄こども園 ☎28-4357	10月17日(木)	午後1時30分～3時
しばざくら幼稚園 ☎22-3156	1次募集 10月15日(火)～18日(金) 2次募集 10月28日(月)～31日(木)	午前8時～午後4時
西脇市教育委員会 幼保連携課 ☎22-3111 (市役所内線563)	10月21日(月)～31日(木) (土・日・祝を除く) 10月26日(土)	午前9時～午後5時15分 午後1時～4時

利用調整・選考結果について

近年入所を待つ方が増えています。現在の状況を考慮し、本当に保育を必要とする方へ保育が提供できるよう、求職活動事由での認定更新はできませんのでご了承ください。

申し込みの結果を下記のとおり送付します。

- ◆認定こども園幼稚園部への申込みの場合
10月下旬に各園が入園内定書を発行
- ◆幼稚園への申込みの場合
11月中旬までに入園内定通知書を発行
- ◆認定こども園保育園部・保育所等への申込みの場合
令和2年1月中旬まで利用の調整を行い、2月中旬に入所承諾書を発送。入所できない場合は1月中旬ごろに連絡します。

特別保育について（認定こども園）

延長保育、障害児保育、休日保育、一時預かり保育、病児保育があります。園によって実施内容が異なります。事前に園へご相談ください。